

付議案第 23 号

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度教育委員会組織編成に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成 14 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条第 1 項中「総務部長」を「職員部長」に改める。

○福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成14年福岡市教育委員会訓令第4号）の一部改正案（新旧対照表）

旧	新
<p>第1条～第5条（略） （育児休業の承認又は期間の延長の請求 手続）</p> <p>第6条 育児休業の承認の請求は、書面により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間）前までに所属長を経て<u>総務部長</u>（以下「部長」という。）に行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第5条（略） （育児休業の承認又は期間の延長の請求 手続）</p> <p>第6条 育児休業の承認の請求は、書面により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間）前までに所属長を経て<u>職員部長</u>（以下「部長」という。）に行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>以下略</p>